

《鴨川公園・嵐山公園・嵐山東公園で撮影をご希望の場合》

下記事項をよくお読みになり、撮影等ご計画くださいますよう、ご協力お願いいたします。

○撮影内容によっては都市公園法・条例上申請を受け付けられない場合もあります。あらかじめご了承ください。

○申請から撮影希望日まで少なくとも7日（土・日・祝を除く）をみてください。手続は時間がかかります。

○災害関連等、緊急を要する場合は、京都土木事務所施設保全・用地課第二係（電話：075-701-0102）
にお問い合わせください。

○利用状況や工事予定等によって、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。

